

< 短期間(30 日以下)の派遣就業を希望される派遣労働者の皆様へ >

平成 24 年の労働者派遣法の改正により、労働契約の期間が 30 日以下の短期間の派遣(以下、日雇派遣という※)が原則として禁止となりました。

但し、以下の要件に該当する場合に限り、「日雇派遣の原則禁止の例外」として、30 日以下の短期間であっても派遣が認められます。

つきましては、皆様が短期間(30 日以下)の派遣就業を希望される場合には、

- 1) 「日雇派遣の原則禁止の例外」に関する以下の説明をご一読ください。
- 2) ご自身が、以下の「日雇派遣の原則禁止の例外」の 1. のア～エのいずれかの要件に該当する場合には、確認書類(学生証、住民票、健康保険証、源泉徴収票、所得証明書等)をご提示・ご提出ください。
ただし、やむを得ない事情により上記確認書類が用意できない場合には、「日雇派遣の原則禁止の例外に関する確認・誓約書」に必要事項を記入の上、ご提出ください。(ご提出いただけない場合、日雇派遣に該当する仕事はご紹介できません)

※ : 労働者派遣法上の日雇派遣とは、日雇労働者(日々又は 30 日以内の期間を定めて雇用する労働者)についての労働者派遣のこと

■ 日雇派遣の原則禁止の例外 ■

日雇派遣の原則禁止の例外は、次の 2 種類です。

1. 派遣労働者ご自身が次の要件の一つ以上に該当する場合

- ア. 60 歳以上である場合
- イ. 学校教育法の学校(専修学校・各種学校を含む)の学生又は生徒(定時制の課程の在学者等を除く)
- ウ. 本業の年間収入の額が 500 万円以上である場合
- エ. 主たる生計者でなく、世帯の年間収入の額が 500 万円以上である場合

2. 派遣の業務が法の規定により例外認定された次のいずれかの場合

- ソフトウェア開発
- 機械設計
- 事務用機器操作
- 通訳、翻訳又は速記の業務
- 秘書
- ファイリング
- 調査
- 財務
- 取引文書作成
- デモンストレーション
- 添乗
- 受付、案内 ※駐車場管理等を除く
- 研究開発
- 事業の実施体制の企画・立案
- 書籍等の制作・編集
- 広告デザイン
- OA インストラクション
- セールスエンジニアの営業、金融商品の営業